

○【別添 15】 電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）

○電波法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令案 新旧対照表

（下線部は変更箇所を示す。）

改 正 案	現 行
<p>目次 第 1 章～第 9 章 （略） 第 1 0 章 <u>検査等事業者の登録</u>（第 3 1 条・第 3 2 条） 第 1 1 章～第 1 4 章 （略）</p> <p>第 2 条 （略） （1）～（9） （略） （10） <u>登録検査等規則</u> <u>登録検査等事業者等規則</u>（平成 9 年郵政省令第 7 6 号）をいう。 （11）～（16） （略）</p> <p>第 1 0 章 <u>検査等事業者の登録</u></p> <p><u>（検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）の登録及び登録の更新）</u></p> <p><u>第 3 1 条 登録検査等規則第 2 条第 1 項の申請書及び同条第 2 項の業務の実施の方法を定める書類（以下「業務実施方法書」という。）等を受理したときは、法第 2 4 条の 2 第 4 項及び第 5 項又は法第 2 4 条の 2 の 2 第 2 項において準用する法第 2 4 条の 2 第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合しているときは、登録又はその更新をする。</u></p> <p><u>（1）申請については、申請者の住所又は検査又は点検の事業を行う事務所の所在地を管轄する総合通信局長に提出されていること。</u></p> <p><u>（2）登録又はその更新の申請書については、点検に用いる測定器その他の設備について、周波数計、スペクトル分析器、電界強度測定器、高周波電力計、電圧電流計及び標準信号発生器の別が記載されていること。</u></p> <p><u>（3）業務実施方法書に記載される事項については、次のアからクまでに適合しているものであること。</u></p> <p><u>ア 検査又は点検を行う無線設備等に係る無線局の種別については、適正に記載されていること。</u></p>	<p>目次 第 1 章～第 9 章 （同左） 第 1 0 章 <u>点検事業者の登録</u>（第 3 1 条・第 3 2 条） 第 1 1 章～第 1 4 章 （同左）</p> <p>第 2 条 （同左） （1）～（9） （同左） （10） <u>登録点検規則</u> <u>登録点検事業者等規則</u>（平成 9 年郵政省令第 7 6 号）をいう。 （11）～（16） （同左）</p> <p>第 1 0 章 <u>点検事業者の登録</u></p>

○【別添 15】 電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）

イ 検査又は点検の事業を行おうとする事務所の名称及び所在地については、
複数の事務所において検査又は点検の事業を行おうとする場合は、各事務所
の検査又は点検の業務に関する全般的な管理方法及び責任体制が明確である
こと。

ウ 検査又は点検の業務を行う組織（法人の場合に限る。）が次の条件に適合
しているものであること。

(ア) 検査又は点検の業務を行う組織が明確であること。

(イ) 検査又は点検の業務を管理し、実行し、検証する管理責任者及び責任体
制が明確であること。

エ 無線設備等の検査（点検である部分を除く。）を行う者（以下「判定員」
という。）の氏名及び法別表第 4 各号に掲げる条件のいずれかに適合するも
のであることが、次に掲げる書類により確認できるものであること。

(ア) 法別表第 4 第 1 号に規定するものうち学校教育法（昭和 22 年法律第
26 号）による大学（短期大学を除く。）若しくは旧大学令（大正 7 年勅
令第 388 号）による大学又は同表第 2 号に掲げるものうち学校教育法
による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治 36 年
勅令第 61 号）による専門学校において無線通信に関する科目を修めて卒
業した者にあつては、卒業証明書及び次に掲げる科目のすべて又は一部を
履修したことを証明する書類

A 無線機器学その他無線機器に関する科目

B 電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目

C 電子計測その他無線測定に関する科目

D 通信工学

E 通信技術

F 電波法規その他電波法令に関する科目

(イ) 法別表第 4 第 1 号及び第 2 号に掲げるものうち無線従事者の資格を
有する者にあつては、無線従事者の資格及び免許証の番号

(ウ) 法別表第 4 第 3 号に掲げる証明書を有する者にあつては、同号に掲げる
条件に適合していることが確認できる外国の政府機関が発行した無線通信
規則に基づく資格の証明書の写し

(エ) 法別表第 4 第 4 号に掲げる学校教育法による大学に相当する外国の学

○【別添 15】 電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）

校の無線通信に関する科目を修めて卒業した者にあつては、同号に掲げる条件に適合していることが確認できる外国の学校が発行した証明書類の写し

(オ) 法別表第 4 各号に掲げる無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に 3 年以上又は 5 年以上従事した経験を有する事実を企業等の雇用主等が証明する書類

オ 無線設備等の点検を行う者（以下「点検員」という。）の氏名及び法別表第 1 に掲げる条件のうち該当するものについては、次の条件に適合しているものであること。

(ア) 点検員の氏名及び法別表第 1 各号の条件のうち該当する号が、点検を行う無線設備等に係る無線局の種別ごとに適宜の様式で記載されていること。

(イ) 法別表第 1 第 1 号の条件の場合は、無線従事者の資格及び免許証の番号が記載されていること。

(ウ) 法別表第 1 第 2 号の条件の場合は、外国の政府機関が発行した無線通信規則に基づく資格の証明書の写しにより確認できるものであること。

(エ) 法別表第 1 第 3 号又は第 4 号の条件の場合は、卒業証明書、次に掲げる科目のすべて又は一部を履修したことを証明する書類及び業務の経歴を証明する書類として企業等の雇用主等が無線設備の機器の試験、調整又は保守の業務に 2 年以上従事した事実を証明する書類により確認できるものであること。

A 無線機器学その他無線機器に関する科目

B 電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目

C 電子計測その他無線測定に関する科目

D 通信工学

E 通信技術

F 電波法規その他電波法令に関する科目

カ 点検に用いる測定器その他の設備については、次の条件に適合しているものであること。

(ア) 名称又は型式及び製造事業者名が記載されていること。

(イ) アの無線局の種別に応じて点検に必要な測定器その他の設備が確保さ

○【別添 15】 電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）

れているか又は確保される予定であること。

(ウ) 購入する予定の場合又は他の者から借り入れる予定の場合等において

(7)の事項の全部又は一部が記載できないときは、その旨及び購入又は借入れ等の計画が明記されていること。

キ 点検に用いる測定器その他の設備の保守及び管理並びに法第 2 4 条の 2 第 4 項第 2 号の較正又は校正（以下「較正等」という。）の計画については、次の条件に適合しているものであること。

(7) 保守を定期的に行うことが定められていること。

(イ) 管理責任者及び管理の方法が定められていること。

(ウ) 較正等の計画が適正に定められており、かつ、次の条件に適合しているものであること。

A 原則として毎年 1 回以上法第 2 4 条の 2 第 4 項第 2 号のいずれかに掲げる較正等を受けるものであること。

B 較正等を受ける方法が法第 2 4 条の 2 第 4 項第 2 号ニに該当する場合は、較正等の実施方法及び較正等に係る管理の方法が明確であるとともに、当該較正等を行う同号イからハまでのいずれかに掲げる較正等を受けた法別表第 3 の下欄に掲げる測定器その他の設備は、当該較正等を行うために十分な精度を有するものであることが明確であること。この場合において、登録点検事業者等が使用する測定器その他の設備が、副標準器（同号イからハまでのいずれかに掲げる較正等を受けた測定器その他の設備であって、標準器として管理されているものをいう。以下同じ。）に連鎖した較正等を受けた測定器その他の設備であって、専ら較正等を行うものの較正等を受けたものであるときは、較正器等（副標準器及び副標準器に連鎖した較正等を受けた測定器その他の設備であって、専ら較正等を行うものをいう。以下この条において同じ。）を用いた各々の較正等は、副標準器が較正等を受けた日の属する月の翌月の 1 日から起算して 1 年以内に行われたものであり、かつ、次の条件のいずれかに適合しているものであること。

(A) 較正等の対象となる測定器その他の設備の不確かさ（注）を算出した値が仕様に定められた精度値に比べて小さいこととなる較正器等であることが明確であること。

○【別添 15】 電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）

(B) 較正等の対象となる測定器その他の設備の仕様に定められた精度値に比べて、不確かさを算出した値が3分の1以下である較正器等であることが明確であること。

(C) 較正等の対象となる測定器その他の設備の仕様に定められた精度値に比べて、仕様に定められた精度値が3分の1以下である較正器等であることが明確であること。

(注) 「不確かさ」とは、測定結果に付随した測定値のばらつきの特徴を表す指標である。国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第 17025（以下「ISO/IEC17025」という。）等で一般に使用されており、測定結果がある信頼水準に応じて特定の区間（例えば、測定値をA、不確かさをBとするとき、 $A+B$ から $A-B$ までの範囲）内に存在していると考えられる場合は、 $A \pm B$ 等と表現する。信頼水準は95%（包含係数 $k=2$ のとき）を用いること。

C 較正等の実施を管理する責任者又は組織が明確であること。

(エ) 他の者から借り入れる場合は、自己又は当該他の者の(ア)から(ウ)までに適合する計画等が記載されていること。

(オ) 法第24条の2第4項第2号ハの較正を受けるものである場合は、当該較正を行う国の測定に係る計量値に関する国家標準又は当該国家標準に対してトレーサビリティを有する標準器を使用して行う較正によるものであること。ただし、当該国家標準に対してトレーサビリティを有する標準器を使用して行う較正による場合には、当該較正は、ISO/IEC17025を取得し、かつ、ILAC（国際試験所認定協力）におけるEA（欧州認定協力）又はAPLAC（アジア太平洋試験所認定協力）相互承認協定に署名している認定機関等による較正であること。

ク 検査又は点検の実施方法については、次の条件に適合しているものであること。

(ア) アの無線局の種別ごとに検査又は点検の実施方法が定められていること。

(イ) 法第24条の2第4項第2号の較正等を受けた点検に用いる測定器その他の設備を使用して点検を行う旨が定められていること。

(ウ) 登録検査等規則第12条又は第15条により総務大臣が告示するところ

○【別添 15】 電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）

ろによる場合はその旨、また、同告示に定める検査又は点検の実施方法によるほか、他の方法によって行う場合は、その検査又は点検の実施の方法が明確に記載され、かつ適正に定められていること。

（エ） 検査（点検である部分に限る。）又は点検の業務の一部を他の者に委託する場合は、次の条件に適合しているものであること。

A 検査（点検である部分に限る。）又は点検の業務の一部を他の者に委託する旨が業務実施方法書に記載され、委託する検査（点検である部分に限る。）又は点検の業務について、法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号に適合して行われることを受託者との間で取り決める旨が記載されていること。

B 受託先が報告する検査（点検である部分に限る。）又は点検の業務の結果の適正性を確認する方法及び当該点検の業務の結果に係る組織内の管理体制が明確に記載されていること。

C その他検査（点検である部分に限る。）又は点検の業務の委託に関して必要な事項が記載されていること。

ケ 検査又は点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項については、次の書類の管理が適正に定められていること。

（ア） 検査又は点検の業務に関する帳簿

（イ） 登録証

（ウ） 業務実施方法書

（エ） 点検に用いる測定器その他の設備の保守及び管理の書類

（オ） 点検に用いる測定器その他の設備の較正等の記録等の書類

（カ） 法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号ニによる較正等を受けた測定器その他の設備を使用する場合にあっては、その較正等の精度を保証する書類等

（4） 申請者及びその役員が法第 24 条の 2 第 5 項各号に該当しないこと。

（検査等事業者（点検の事業のみを行う者に限る。）の登録）

第 31 条の 2 業務実施方法書等を受理したときは、法第 24 条の 2 第 4 項及び第 5 項又は第 24 条の 1 第 3 項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合しているときは、登録する。

（点検事業者の登録）

第 31 条 登録点検規則第 2 条第 1 項の申請書及び同条第 2 項の業務の実施の方法を定める書類（以下「業務実施方法書」という。）等を受理したときは、法第 24 条の 2 第 4 項及び第 5 項又は第 24 条の 1 第 3 項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合しているときは、登録する。

○【別添 15】 電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）

(1)～(3) (略)

ア・イ (略)

ウ 点検の業務を行う組織（法人の場合に限る。）が次の条件に適合しているものであること。

(ア)・(イ) (略)

エ 点検員の氏名及び法別表第 1 に掲げる条件のうち該当するものについては、次の条件に適合しているものであること。

(ア) (略)

(イ) 法別表第 1 第 1 号の条件の場合は、無線従事者の資格及び免許証の番号が記載されていること。

(ウ)・(エ) (略)

A～F (略)

オ～カ (略)

キ 点検の実施方法については、次の条件に適合しているものであること。

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) 登録検査規則第 15 条により総務大臣が告示するところによる場合はその旨、また、同告示に定める点検の実施方法によるほか、他の方法によって行う場合は、その点検の実施の方法が明確に記載され、かつ適正に定められていること。

(エ) (略)

ク (略)

(4) (略)

第 39 条 較正規則第 8 条の申請書及びそれに添付される書類を受理したときは、法第 102 条の 18 第 5 項に規定する指定の基準に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを ISO/IEC17025 を参考として審査し、適合していると認めるときは、指定又は指定の更新をする。

(1)～(3) (略)

(4) 較正の公正な実施を確保するための体制として、次のアからウまでに適合す

(1)～(3) (同左)

ア・イ (同左)

ウ (同左)

(ア)・(イ) (同左)

エ 無線設備等の点検を行う者（以下「点検員」という。）の氏名及び法別表第 1 に掲げる条件のうち該当するものについては、次の条件に適合しているものであること。

(ア) (同左)

(イ) 法別表第 1 第 1 号の条件の場合は、無線従事者の資格及び免許証の番号が記載され、かつ、それが真正であると確認できるものであること。

(ウ)・(エ) (同左)

A～F (同左)

オ～カ (同左)

キ (同上)

(ア) (同上)

(イ) (同上)

(ウ) 登録点検規則第 10 条により総務大臣が告示するところによる場合はその旨、また、同告示に定める点検の実施方法によるほか、他の方法によって行う場合は、その点検の実施の方法が明確に記載され、かつ適正に定められていること。

(エ) (同上)

ク (略)

(4) (同左)

第 39 条 (同左)

(1)～(3) (同左)

(4) (同左)

○【別添 15】 電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）

るものであること。

ア 無線設備の登録検査等事業を行う者でないこと。

イ・ウ （略）

(5) （略）

別紙 3 無線従事者関係審査基準

1 （略）

2 無線従事者養成課程

(1) 申請者は次のいずれかに該当する者であること。

ア・イ （略）

ウ 登録検査等事業者であって、無線設備等の点検の事業を行うため、その養成課程に係る資格の無線従事者の養成を必要とする者

(2)～(22) （略）

ア 無線設備の登録点検事業を行う者でないこと。

イ・ウ （同左）

(5) （同左）

別紙 3 無線従事者関係審査基準

1 （同左）

2 （同左）

(1) （同左）

ア・イ （同左）

ウ 登録点検事業者であって、無線設備等の点検の事業を行うため、その養成課程に係る資格の無線従事者の養成を必要とする者

(2)～(22) （同左）